

問 1

ファイナンシャル・プランナー（以下「F P」という）は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法等を順守することが重要である。F Pの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、記載のない資格の登録等については考慮しないものとする。

- （ア）生命保険募集人、保険仲立人または金融サービス仲介業の登録を受けていないF Pが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、有償で具体的な必要保障額を試算した。
- （イ）弁護士の登録を受けていないF P（遺言者や公証人と利害関係はない成年者）が、顧客から依頼されて公正証書遺言の証人となり、顧客から適正な報酬を受け取った。
- （ウ）投資助言・代理業の登録を受けていないF Pが、顧客に対し有償で、特定企業の公表されている決算報告書を用いて、具体的な株式の投資時期等の判断や助言を行った。
- （エ）税理士の登録を受けていないF Pが、公民館主催の相談会に訪れた相談者に対し、無償で仮定の事例に基づく相続税額を計算する手順の説明を行った。

問 2

消費者契約法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 消費者契約法では、個人および法人を保護の対象としている。
2. 消費者契約の取消権は、当該消費者契約の締結時から2年を経過したときは、時効により消滅する。
3. 消費者が、商品を買わずに事業者の店舗から帰りたいと言っても帰らせてもらえずに困惑して契約を締結した場合、当該契約は取り消すことができない。
4. 事業者が消費者に重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実であると誤認して締結した契約は、取り消すことができる。

問3

長谷川さんは、保有しているRM投資信託（追加型国内公募株式投資信託）の収益分配金を当年中に受け取った。RM投資信託の運用状況が下記＜資料＞のとおりである場合、収益分配後の個別元本として、正しいものはどれか。

＜資料＞

[長谷川さんが保有するRM投資信託の収益分配金受取時の状況]

収益分配前の個別元本：10,800円

収益分配前の基準価額：11,400円

収益分配金：1,000円

収益分配後の基準価額：10,400円

- 1. 9,800円
- 2. 10,200円
- 3. 10,400円
- 4. 10,800円

問4

下記＜資料＞の外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額を計算しなさい。なお、計算結果（円転した金額）について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

預入額：10,000豪ドル

預入期間：12ヵ月

預金金利：2.5%（年率）

為替レート（1豪ドル）：

	T T S	T T M（仲値）	T T B
満期時	91.20円	88.70円	86.20円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月単位で計算すること。

注2：利息に対しては、豪ドル建ての利息額の20%相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとし、為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないものとする。

問5

下記＜資料＞に基づく次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値を解答すること。

＜資料＞

株価	1,270円
1株当たり当期純利益	240円
1株当たり純資産	1,160円
1株当たり総資産	6,400円
1株当たり年間配当金	100円

- ・ 配当利回りは、（ア）％である。
- ・ P E R（株価収益率）は、（イ）倍である。

問6

財形貯蓄制度に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
契約締結時の年齢要件	満（ a ）歳未満	満***歳未満
非課税の限度額	[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計***万円まで [保険型] 払込保険料累計額（ c ）万円まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して払込保険料累計額***万円まで	[貯蓄型] 財形年金貯蓄と合算して元利合計（ b ）万円まで [保険型] 財形年金貯蓄と合算して払込保険料累計額***万円まで
目的外の払出時の原則的取扱い	[貯蓄型] 過去***年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分すべてが一時所得扱いとなる	[貯蓄型] 過去（ d ）年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分について、所得税および住民税が源泉徴収される

- （ア）空欄（a）にあてはまる数値は、「60」である。
- （イ）空欄（b）にあてはまる数値は、「550」である。
- （ウ）空欄（c）にあてはまる数値は、「350」である。
- （エ）空欄（d）にあてはまる数値は、「5」である。

問7

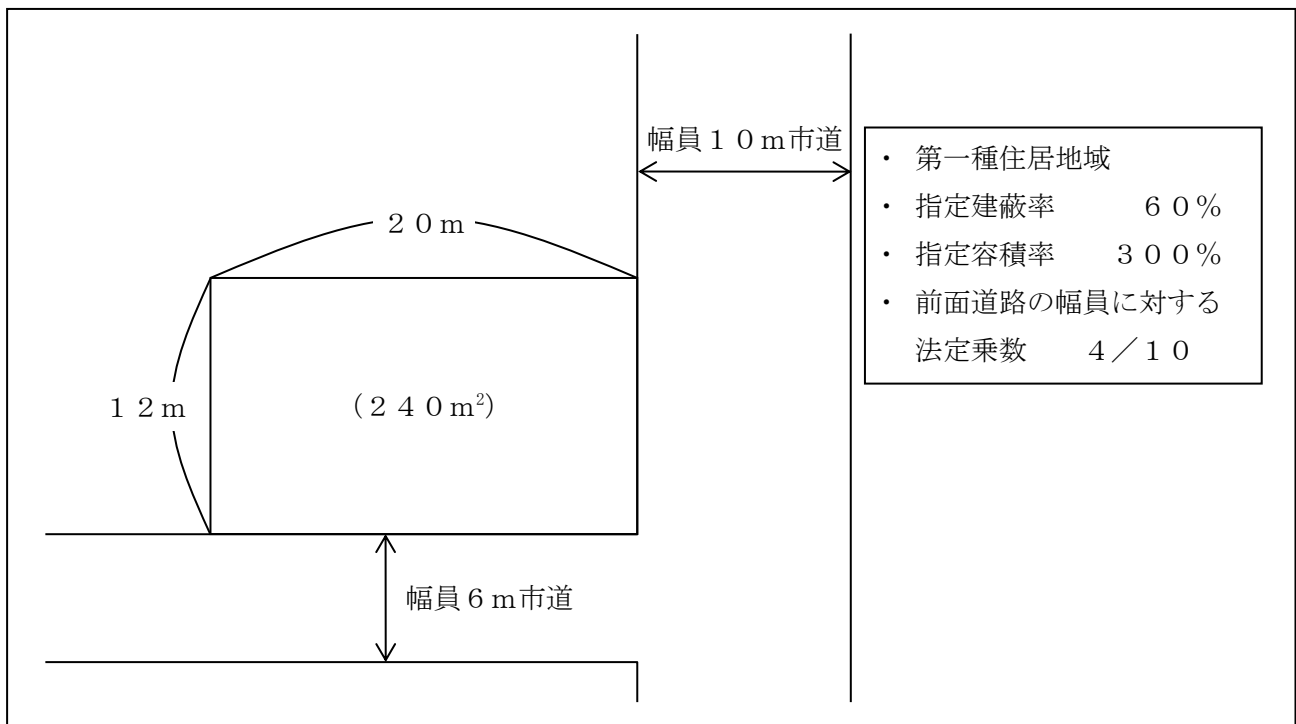
さまざまな金融商品等の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 決済用預金は、「無利息」「要求払い」「決済サービスを提供できること」という3つの条件を満たした預金であり、法人も個人も預け入れることができる。
2. スーパー定期の預入れには期日指定方式と定型方式があるが、自動継続扱いにすることができるのは定型方式に限られている。
3. 普通銀行などが取り扱う退職金専用定期預金は、支給された退職金の範囲内で預入れができるが、退職金を受け取ってから預入れまでの期間は無制限である。
4. 信託銀行等が取り扱う遺言信託では、遺言書の内容を変更する場合には所定の手数料が必要となる。

問8

建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に耐火建築物を建てる場合、延べ面積（床面積の合計）の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞



問 9

公的な土地評価に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

価格の種類	公示価格	基準値標準価格	相続税路線価
所管	国土交通省	都道府県	（ ア ）
評価時点	毎年 1 月 1 日	毎年 （ イ ）	毎年 1 月 1 日
評価割合	—	—	公示価格の （ ウ ） 程度
目的	・ 一般の土地取引の指標 ・ 公共事業用地の適正補償額の算定基準	・ 一般の土地取引の指標 ・ 国土利用計画法による土地取引の適正かつ円滑な実施	・ 相続税や贈与税の課税のため

1. （ア） 国税庁 （イ） 4 月 1 日 （ウ） 7 割
2. （ア） 国税庁 （イ） 7 月 1 日 （ウ） 8 割
3. （ア） 市町村 （イ） 4 月 1 日 （ウ） 8 割
4. （ア） 市町村 （イ） 7 月 1 日 （ウ） 7 割

問 1 0

借地借家法に基づく借家契約に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。

種類		普通借家契約	定期借家契約
契約方法		（ a ）	公正証書等の書面による
契約の更新		賃貸人が、期間満了の 1 年前から 6 ヶ月前までに更新拒絶の通知をした場合、賃貸人に正当事由が認められるときは、更新されない	（ b ）
契約期間	1 年未満の場合	（ c ）	（ d ）
	1 年以上の場合	制限なし	

- （ア） 空欄（a）にあてはまる語句は、「制限なし」である。
- （イ） 空欄（b）にあてはまる語句は、「期間満了により終了し、更新されない」である。
- （ウ） 空欄（c）にあてはまる語句は、「1 年の契約期間とみなされる」である。
- （エ） 空欄（d）にあてはまる語句は、「制限なし」である。

問 1 1

下記＜資料＞は、田村さんが購入を検討している投資用マンションの概要である。この物件の表面利回り（年利）と実質利回り（年利）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、計算結果について端数が生じる場合は小数点以下第3位を四捨五入すること。

＜資料＞

購入費用総額：4,000万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）

想定される収入：賃料 月額200,000円

想定される支出：

管理費・修繕積立金 月額20,000円

管理業務委託費 月額 5,000円

火災保険料 年額20,000円

固定資産税等税金 年額50,000円

修繕費 年額40,000円

1. 表面利回り（年利）5.25％ 実質利回り（年利）4.98％
2. 表面利回り（年利）5.25％ 実質利回り（年利）5.20％
3. 表面利回り（年利）6.00％ 実質利回り（年利）4.98％
4. 表面利回り（年利）6.00％ 実質利回り（年利）5.20％

問 1 2

米田さんは販売価格6,500万円（うち消費税320万円）のマンションを購入予定である。この場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は10％とし、計算結果については万円未満の端数が生じる場合は四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

問 1 3

片岡秀雄さんが保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している下記＜資料＞の生命保険の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、保険金および給付金の支払事由が生じたときにおいて、特約を含む保険契約は有効に継続しているものとし、秀雄さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料 1＞

無配当定期保険特約付終身保険		保険証券番号△△△－□□□□
保険契約者	片岡 秀雄 様	◇契約日（保険期間の始期） 20××年×月×日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 30年間 ◇特約の保険期間 10年（80歳まで自動更新）
被保険者	片岡 秀雄 様 契約年齢 32歳 男性	
受取人	[死亡保険金] 片岡 咲江 様（妻）	
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料
終身保険金額（主契約保険金額）100万円		毎回 ××, ×××円
定期保険特約保険金額2,000万円		
三大疾病保障定期保険特約保険金額500万円		[保険料払込方法] 月払い
災害割増特約保険金額3,000万円		
災害入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	
疾病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。		
※180日以内に同じ病気で再度入院した場合は1回の入院とみなします。		

<資料 2>

終身がん保険		保険証券番号△△△-□□□□	
保険契約者	片岡 秀雄 様		◇契約日（保険期間の始期） 20××年×月×日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 終身
被保険者	片岡 秀雄 様 契約年齢 32歳 男性		
受取人	[給付金] 被保険者 様		
	[死亡給付金] 片岡 咲江 様（妻）	受取割合 10割	
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
主契約 [本人型]	がん入院給付金 1日目から 日額 10,000円		毎回 ×,×××円
	がん通院給付金 日額 5,000円		
	がん診断給付金 初めてがんと診断されたとき 100万円		[保険料払込方法] 月払い
	手術給付金 1回につき 手術の種類に応じてがん入院給付金 日額の10倍・20倍・40倍		
	死亡給付金 がん入院給付金日額の100倍（が ん以外の死亡の場合は、がん入院給 付金日額の10倍）		
・ 秀雄さんが現時点で、肺炎で8日間継続して入院し、退院してから5日後に同じ病気で再度2日間継続して入院した場合（いずれも手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。 ・ 秀雄さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため24日間継続して入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。 ・ 秀雄さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。			
※約款所定の手術は、<資料 1>および<資料 2>の保険ともに該当するものである。			

問 1 4

小川修平さんと妻の美代さんが契約している下記＜資料＞の生命保険契約について、保険金等が支払われた場合の課税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料：生命保険契約の一覧＞

	保険料 払込方法	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金等 受取人
収入保障保険 A	月払い	修平さん	修平さん	美代さん
終身保険 B	年払い	修平さん	美代さん	修平さん
がん保険 C	月払い	美代さん	美代さん	美代さん

※収入保障保険 A における死亡保険金等受取人とは、被保険者の死亡時に年金形式で受け取ることができる収入保障年金の受取人をいうものとする。

1. 収入保障保険 A について、美代さんが受け取る収入保障年金は、年金形式での受取りに代えて一時金での受取りを選択した場合、相続税の課税対象となる。
2. 収入保障保険 A について、美代さんが受け取る収入保障年金は、修平さんの死亡時に年金受給権として相続税の課税対象となり、受け取る年金は 2 年目以降において非課税部分と課税部分に分かれ、課税部分は所得税（雑所得）および住民税の課税対象となる。
3. 終身保険 B について、修平さんが受け取る死亡保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. がん保険 C について、美代さんが受け取るがん診断給付金は、一時所得として所得税の課税対象となる。

問 1 5

F P の池本さんが行った生命保険の指定代理請求特約の説明に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。

- ・「入院給付金や特定疾病保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約による保険金の受取人は本来、被保険者ですが、（ a ）、あらかじめ指定した者が指定代理請求人として被保険者の代わりに保険金、給付金の請求を行うことができます。」
- ・「指定代理請求特約を付加するに当たって特約保険料（ b ）です。また、指定代理請求人は、保険期間の途中で（ c ）。」
- ・「指定代理請求特約を付加し、所定の要件に該当した場合、（ d ）の保険料払込免除についても、指定代理請求人が代理請求することができます。」

（ア）空欄（a）にあてはまる語句は、「保険契約者の希望に応じて」である。

（イ）空欄（b）にあてはまる語句は、「は不要」である。

（ウ）空欄（c）にあてはまる語句は、「変更はできません」である。

（エ）空欄（d）にあてはまる語句は、「保険契約者と被保険者が同一人のとき」である。

問 16

真野さん（45歳）は、自身を記名被保険者として契約している自動車保険の下記＜資料＞の契約更新案内について、FPの遠藤さんにアドバイスを求めた。遠藤さんが行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

	更新プランA	更新プランB	更新プランC
保険料（月払い）	××, ×××円	××, ×××円	××, ×××円
運転者年齢条件	35歳以上補償	35歳以上補償	年齢条件なし
運転者限定の有無	本人・配偶者限定	限定なし	本人限定
対人賠償保険 （1名につき）	無制限	無制限	無制限
対物賠償保険	無制限	無制限	無制限
人身傷害保険 （1名につき）	付帯なし	3,000万円	5,000万円
車両保険	エコノミー型 （車対車＋A） 保険金額180万円	エコノミー型 （車対車＋A） 保険金額180万円	一般型 保険金額180万円
	免責金額	免責金額	免責金額
	1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円	1回目の事故 0円 2回目の事故 10万円
その他特約	なし	なし	個人賠償責任特約 1億円

1. 「真野さんの友人（34歳）が被保険自動車を運転中に対人事故を起こした場合、更新プランBでは補償の対象となります。」
2. 「真野さんが被保険自動車を運転中に単独事故を起こしたことによる被保険自動車の損害は、いずれのプランでも補償の対象となります。」
3. 「被保険自動車が台風で水没した場合の車両の損害は、いずれのプランでも補償の対象となります。」
4. 「真野さんが買い物に行くため自転車を運転中、他人と接触し、ケガをさせたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合、更新プランCでは補償の対象となります。」

問 17

西川さんは地震保険の加入を検討している。下記＜資料＞に基づく西川さんの自宅に係る年間の地震保険料を計算しなさい。なお、西川さんの自宅は埼玉県にあるロ構造の一戸建てで、火災保険の保険金額は2,000万円であり、地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額に基づく契約可能な最大額とする。また、地震保険料の割引制度は考慮せず、解答に当たっては、解答欄に記載された単位に従うこと。

＜資料：年間保険料例（地震保険金額100万円当たり、割引適用なしの場合）＞

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分	
	イ構造※	ロ構造※
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県	730円	1,120円
宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・香川県・愛媛県・宮崎県・沖縄県	1,160円	1,950円
茨城県・徳島県・高知県	2,300円	4,110円
埼玉県	2,650円	
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,750円	

※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物、ロ構造：主として木造の建物

問 18

桑田さん（66歳）の当年分の収入等は以下のとおりである。桑田さんの当年分の所得税における総所得金額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、総所得金額が最も少なくなるように計算すること。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<収入等>

内容	金額
公的年金の老齢年金および企業年金	300万円
生命保険の満期保険金（一時金）	60万円

※生命保険は養老保険（保険期間20年、保険契約者および満期保険金受取人は桑田さん）の満期保険金であり、既払込保険料（桑田さんが全額負担している）を控除した後の金額である。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

問 19

会社員の松尾さんの退職に係るデータが下記＜資料＞のとおりである場合、松尾さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、松尾さんは勤務先の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

支給される退職一時金	900万円
勤続期間	15年2ヵ月

1. 130万円
2. 190万円
3. 260万円
4. 300万円

問 20

会社員の湯川さんの当年分の所得等が下記＜資料＞のとおりである場合、湯川さんが当年分の所得税の確定申告を行う際に、給与所得と損益通算により控除できる金額に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとし、▲が付された所得金額は、その所得に損失が生じていることを意味するものとする。

＜資料＞

所得の種類	所得金額	備考
給与所得	480万円	勤務先からの給与で年末調整済みである。
不動産所得	▲20万円	必要経費200万円 必要経費の中には、土地の取得に要した借入金の利子の額40万円が含まれている。
譲渡所得	▲30万円	上場株式の売却に係る損失である。
雑所得	▲5万円	副業の執筆活動に係る損失である。

1. 損益通算により控除できる金額はない。
2. 不動産所得▲20万円が控除できる。
3. 不動産所得▲20万円と雑所得▲5万円が控除できる。
4. 不動産所得▲20万円と譲渡所得▲30万円と雑所得▲5万円が控除できる。

問 2 1

個人事業主の大野さんが、当年中に購入し、事業の用に供している器具・備品の状況等は下記＜資料＞のとおりである。下記＜資料＞に基づく大野さんの当年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額を計算しなさい。なお、大野さんは個人事業を開業して以来、器具・備品についての減価償却方法を選定したことはない。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

[器具・備品の状況]

取得価額：20万円

法定耐用年数：4年

当年中の事業の用に供した月数：3ヵ月

[耐用年数表（抜粋）]

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
4年	0.250	0.500

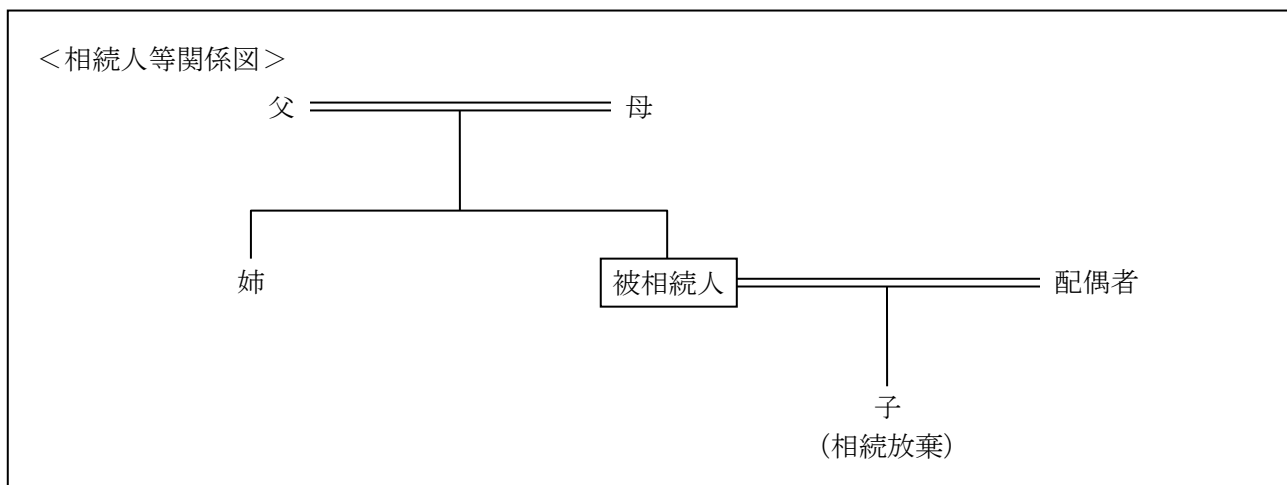
問 2 2

所得税に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。

- （ア）地震保険料控除の金額は、最高4万円である。
- （イ）医療費控除は、納税者本人のために支払った医療費が対象となり、生計を一にする配偶者およびその他の親族のために支払った医療費は対象とならない。
- （ウ）基礎控除の金額は、納税者本人の合計所得金額にかかわらず48万円である。
- （エ）ふるさと納税をしたことにより適用を受けることができる寄附金控除は、所得控除である。

問 2 3

下記＜相続人等関係図＞の場合において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。



[各自の法定相続分と遺留分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は（ a ）である。
- ・ 被相続人の姉の遺留分は（ b ）である。
- ・ 被相続人の父の遺留分は（ c ）である。

（ア）空欄（a）にあてはまる数値は、「 $3/4$ 」である。

（イ）空欄（b）にあてはまる語句は、「ゼロ」である。

（ウ）空欄（c）にあてはまる数値は、「 $1/8$ 」である。

問 2 4

下記の相続事例における相続税の課税価格の合計額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地：1,200万円（小規模宅地等の特例適用後）

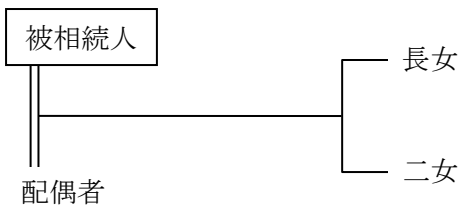
建物：400万円

現預金：2,000万円

死亡保険金：2,000万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：200万円

＜相続人等関係図＞



※「小規模宅地等の特例」の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前7年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もいない。

※債務および葬式費用は被相続人の配偶者がすべて負担している。

問 2 5

二木さん（36歳）が、当年中に贈与を受けた財産の価額と贈与者が以下のとおりである場合の二木さんの当年分の贈与税額を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

- ・ 二木さんの父からの贈与：現金 500 万円
- ・ 二木さんの母からの贈与：現金 30 万円

<贈与税の速算表>

（イ） 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

（ロ） 上記（イ）以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

問 2 6

相続税における小規模宅地等の特例に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合	備考
特定事業用宅地等	400 m ²	(ウ) %	(注)
特定同族会社事業用宅地等			－
特定居住用宅地等	(ア) m ²		－
貸付事業用宅地等	(イ) m ²	50 %	(注)

(注) 一定の要件に該当しない限り、相続開始前3年以内に

新たに（貸付）事業の用に供された宅地等を除く。

1. (ア) 300 (イ) 200 (ウ) 70
2. (ア) 300 (イ) 240 (ウ) 80
3. (ア) 330 (イ) 200 (ウ) 80
4. (ア) 330 (イ) 240 (ウ) 70

問 2 7

相続に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。

- （ア）弁護士に支払った遺言執行費用は、相続財産から控除することができる。
- （イ）香典返戻費用は、葬式費用として相続財産から控除することはできない。
- （ウ）相続税の申告書は、相続人等がその相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として10ヵ月以内に提出しなければならない。
- （エ）相続放棄をする場合、相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として6ヵ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。

問 2 8

下記は、島田家のキャッシュフロー表（一部抜粋）である。このキャッシュフロー表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用すること。また、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

<島田家のキャッシュフロー表>

（単位：万円）

経過年数			基準年	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後
家族・ 年齢	島田 正人	本人	3 8 歳	3 9 歳	4 0 歳	4 1 歳	4 2 歳
	京子	妻	3 5 歳	3 6 歳	3 7 歳	3 8 歳	3 9 歳
	春香	長女	7 歳	8 歳	9 歳	1 0 歳	1 1 歳
	雄太	長男	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳
ライフイベント			春香 小学校入学			自動車 買替え	雄太 小学校入学
			変動率				
収入	給与収入（本人）	1 %	4 5 0			（ ア ）	
	給与収入（妻）	1 %	3 3 0				
	収入合計	—	7 8 0				
支出	基本生活費	2 %	2 8 0				
	住宅関連費	—	2 4 0	2 4 0	2 4 0	2 4 0	2 4 0
	教育費	—	1 0 0	1 0 0	1 1 0	1 2 0	1 4 0
	保険料	—	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8
	一時的支出	—				2 5 0	
	その他支出	—	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6
	支出合計	—	6 7 4		6 9 5		
年間収支			1 0 6		1 0 1		
金融資産残高			1 %	5 0 8	6 2 1		

※年齢および金融資産残高は各年 1 2 月 3 1 日現在のものとする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 9

下記は、中村家のキャッシュフロー表（一部抜粋）である。このキャッシュフロー表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用すること。また、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

＜中村家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数			基準年	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後
家族・ 年齢	中村 徹	本人	3 8 歳	3 9 歳	4 0 歳	4 1 歳	4 2 歳
	麻里	妻	3 5 歳	3 6 歳	3 7 歳	3 8 歳	3 9 歳
	仁美	長女	7 歳	8 歳	9 歳	1 0 歳	1 1 歳
	健一	長男	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳
ライフイベント			仁美 小学校入学			自動車 買替え	健一 小学校入学
		変動率					
収入	給与収入（本人）	1 %	4 5 0				
	給与収入（妻）	1 %	3 3 0				
	収入合計	—	7 8 0				
支出	基本生活費	2 %	2 8 0				
	住宅関連費	—	2 4 0	2 4 0	2 4 0	2 4 0	2 4 0
	教育費	—	1 0 0	1 0 0	1 1 0	1 2 0	1 4 0
	保険料	—	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8
	一時的支出	—				2 5 0	
	その他支出	—	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6
	支出合計	—	6 7 4				
年間収支			1 0 6		1 0 1		
金融資産残高		1 %	5 0 8	6 2 1	（ ア ）		

※年齢および金融資産残高は各年 1 2 月 3 1 日現在のものとする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。また、問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問30

落合さんは、パソコンをクレジットカードのリボルビング払いにより、購入することを検討している。下記＜資料＞に基づき、落合さんが4月にパソコンの購入代金25万円の支払いにクレジットカードを利用し、リボルビング払いにより返済した場合の下表の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割り計算し、円未満の端数は切り捨てること。

＜資料＞

[返済条件]

利息：前月末の残高に対して年利15%

毎月返済額：5万円（元利定額払い）

[元利定額リボルビング払い返済表]

（単位：円）

返済月	返済額			月末残高
		利息	元金	
4月	—	—	—	250,000
5月	50,000			(ア)
6月	50,000	(イ)		

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

1. (ア) 200,000 (イ) 2,500
2. (ア) 200,000 (イ) 2,539
3. (ア) 203,125 (イ) 2,500
4. (ア) 203,125 (イ) 2,539

問 3 1

宇野さんは、住宅のリフォーム費用として9年後に400万円を準備したいと考えている。9年間、年利1.0%で複利運用する場合、現在いくら資金があればよいか、下記の係数早見表を乗算で使用し、計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<係数早見表（年利率1.0%）>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 3 2

榎本さんは、老後の生活資金として毎年年末に200万円を受け取りたいと考えている。受取期間を25年とし、年利1.0%で複利運用をした場合、受取り開始年の初めにいくらの資金があればよいか、下記の係数早見表を乗算で使用し、計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<係数早見表（年利率1.0%）>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 3 3

山本さんは、子の大学入学資金として10年後に200万円を用意しようと考えている。年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか、下記の係数早見表を乗算で使用し、計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないものとし、解答に当たっては、解答欄に記載されている単位に従うこと。

<係数早見表（年利率1.0%）>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 3 4

藤原家（高志さんと陽子さん）の現時点の資産および負債が下記＜資料＞のとおりである場合、＜資料＞に基づく藤原家のバランスシートの空欄（ア）にあてはまる数値を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

〔保有資産（時価）〕		（単位：万円）
	高志	陽子
金融資産		
現金・預貯金	2,320	350
株式・投資信託	250	
生命保険（解約返戻金相当額）	150	50
事業用資産（不動産以外）	430	
不動産		
土地（店舗兼自宅の敷地）	2,800	
建物（店舗兼自宅の家屋）	2,640	
その他（動産等）	100	100
〔負債残高〕		
住宅ローン：1,320万円（債務者は高志さん）		
事業用借入：1,850万円（債務者は高志さん）		

＜藤原家（高志さんと陽子さん）のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕	×××	〔負債〕	×××
		負債合計	×××
		〔純資産〕	（ ア ）
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問35

湯川さんは、現在居住している自宅の住宅ローン（全期間固定金利、返済期間25年、元利均等返済、ボーナス返済なし）の繰上げ返済を検討している。湯川さんが住宅ローンを120回返済後に、80万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記＜資料＞を使用し、繰上げ返済額は80万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

＜資料：湯川さんの住宅ローンの償還予定表の一部＞

返済回数（回）	毎月返済額（円）	うち元金（円）	うち利息（円）	残高（円）
120	104,326	66,393	37,933	15,107,049
121	104,326	66,559	37,767	15,040,490
122	104,326	66,725	37,601	14,973,765
123	104,326	66,892	37,434	14,906,873
124	104,326	67,059	37,267	14,839,814
125	104,326	67,227	37,099	14,772,587
126	104,326	67,395	36,931	14,705,192
127	104,326	67,564	36,762	14,637,628
128	104,326	67,732	36,594	14,569,896
129	104,326	67,902	36,424	14,501,994
130	104,326	68,072	36,254	14,433,922
131	104,326	68,242	36,084	14,365,680
132	104,326	68,412	35,914	14,297,268
133	104,326	68,583	35,743	14,228,685
134	104,326	68,755	35,571	14,159,930
135	104,326	68,927	35,399	14,091,003

1. 7ヵ月
2. 8ヵ月
3. 11ヵ月
4. 1年0ヵ月

問36

金子さん（57歳）が、老齢年金の繰上げ受給または繰下げ受給をする場合に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、老齢基礎年金等の年金の受給要件は満たしているものとする。

- （ア）国民年金に任意加入する場合、任意加入中に老齢基礎年金の繰上げ請求をすることができる。
- （イ）老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げ請求は、異なる時期に別々に行うことはできない。
- （ウ）加給年金額が加算される老齢厚生年金の繰下げ申出をした場合、加給年金額については、繰下げ支給による増額の対象とならない。
- （エ）老齢基礎年金の繰上げ請求をした場合、原則として、繰上げ請求の取消しをすることはできない。

問 3 7

井上和義さんの家族構成等は下記＜資料＞のとおりである。和義さんが在職中に 38 歳で死亡した場合、和義さんの死亡時点において妻の知代さんが受け取ることができる遺族給付の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、和義さんは、大学卒業後の 22 歳から死亡時まで継続して厚生年金保険の被保険者であったものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

＜資料＞

氏名	続柄	年齢	備考	年収（前年）
井上 和義	本人	38 歳	会社員	給与収入 580 万円
知代	妻	35 歳	会社員	給与収入 350 万円
彩華	長女	5 歳	保育園児	—

※当年 3 月 31 日時点のデータであるものとする。

1. 遺族基礎年金＋中高齢寡婦加算
2. 遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算
3. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金
4. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金＋中高齢寡婦加算

問 3 8

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である村上さん（35 歳）の健康保険料に関するデータが下記＜資料＞のとおりである場合、村上さんの健康保険料等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

[村上さんに関するデータ]

毎月の給与：400,000 円（標準報酬月額 410,000 円）

賞与：1 回につき 500,000 円（年 2 回支給）

[健康保険の保険料率]

介護保険第 2 号被保険者に該当しない場合：10.00%（労使合計）

介護保険第 2 号被保険者に該当する場合：11.60%（労使合計）

1. 村上さんが負担した健康保険料は、所得税の計算上、全額が生命保険料控除の対象となる。
2. 毎月の給与に係る健康保険料のうち、村上さんの負担分は 20,000 円である。
3. 村上さんが任意継続被保険者となった時に被扶養者がいる場合、健康保険料は、被扶養者の人数分加算される。
4. 協会けんぽの保険料率は、各都道府県支部ごとに設定される。

問 39

吉岡さん（45歳）は、当年3月に持病の手術で20日間入院した。吉岡さんの当年3月の1ヵ月間における医療費等の状況が下記＜資料＞のとおりである場合、下記＜資料＞に基づく高額療養費として支給される額として、正しいものはどれか。なお、吉岡さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、「健康保険限度額適用認定証」は提示していないものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

[支払った医療費等および標準報酬月額]

保険診療分の医療費（自己負担分）	36万円
入院時の食事代	4万円
差額ベッド代	20万円
標準報酬月額	47万円

[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（70歳未満）]

標準報酬月額	自己負担限度額（月額）
83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%
53万円～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%
28万円～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
26万円以下	57,600円
市区町村民税非課税者等	35,400円

1. 268,170円
2. 270,570円
3. 276,570円
4. 278,970円

問 4 0

雇用保険の基本手当に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものは○、不適切なものは×を選択しなさい。なお、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。また、記載以外の雇用保険の基本手当の受給要件はすべて満たしているものとする。

- ・ 雇用保険の基本手当は、一般被保険者が失業した場合に、原則として、離職の日以前の***に被保険者期間が通算して（ a ）以上あるときに支給される。
- ・ 基本手当日額は、原則として、離職の日の直前（ b ）間に支払われた賃金総額（賞与等は除く）を***で除した賃金日額に給付率を乗じた額であり、基本手当を受給できる期間は、原則として、（ c ）から1年間である。

（ア）空欄（a）にあてはまる語句は、「6ヵ月」である。

（イ）空欄（b）にあてはまる語句は、「3ヵ月」である。

（ウ）空欄（c）にあてはまる語句は、「離職日が属する月の翌月1日」である。